

【別表】

1 事業名	農作物有害鳥獣対策防除支援事業 ②狩猟免許試験事前講習会（わな・銃）、猟銃等初心者講習会
2 事業目的 及び内容	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図るため、防止対策又は捕獲対策を行う者、団体等に対して、対策に要する経費の一部を助成する。
3 事業対象者	(1) 農業者が組織する団体又は町内会 (2)・(3) 仙台市内の猟友会支部に入会し、有害鳥獣捕獲に従事しようとする者
4 対象事業及び 助成の内容	(1) わな猟免許試験講習会受講料に対する助成 ※ただし農業者に限り 1 人 1 回限り 7,000 円 (2) 銃猟免許試験講習会受講料に対する助成 1 人 1 回限り 7,000 円 (3) 猟銃等初心者講習会受講料に対する助成 1 人 1 回限り 6,900 円 ※(1)と(2)の助成を同時に受ける場合は、合計 7,500 円
5 採択基準	事業対象者が、有害鳥獣による農作物等への被害防止のため、地域の被害防止計画を策定し、次のいずれかの対策を講じるとき (1) わな・銃猟免許試験受験者用講習会を受講するとき (2) 猟銃等初心者講習会を受講するとき ※競技のために狩猟免許取得に係る場合の講習会受講は対象外。 ※ハンター新人養成講座を受講される方は、一部助成があることから重複となる助成については対象外。
6 備 考	平成 14 年 4 月 1 日協議会会長決裁 改正 平成 19 年 5 月 21 日協議会会長決裁 改正 平成 21 年 5 月 15 日協議会会長決裁 改正 平成 27 年 5 月 18 日協議会会長決裁 改正 平成 28 年 6 月 2 日協議会会長決裁 改正 平成 29 年 5 月 31 日協議会会長決裁 改正 平成 30 年 6 月 5 日協議会会長決裁 改正 令和 2 年 6 月 5 日協議会会長決裁 改正 令和 7 年 5 月 27 日協議会会長決裁